

事業所の名称		変更前	変更後	事業所の所在地	事業所の名称	事業者の主たる事務所の所在地
株式会社平次 安住平ちゃん		安住平ちゃん	安住平ちゃん	会津若松市中町 四一三三 平 ちゃんビル一階	株式会社 あんじゅ う平ちゃん	福島県会津若松 市中町四一三三 平ちゃんビル 三階

(社会福祉課)

福島県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年七月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	温かいご事業部	相馬市馬場野字 雨田三五一一		
指定居宅介護 支援事業所「も りえの」	伊達市梁川町幸 町二一 メゾン・ ロワイヤル二〇 六号室	伊達市梁川町広 瀬町一五八	合同会社 ライフサ ポートも りえの	同 県伊達市梁 川町広瀬町一五 八

(社会福祉課)

福島県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十五年七月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社 アルプス ビジネス クリエー ション福 島	相馬市沖 ノ内一丁 目二一一	株式会社 アルプス ビジネス クリエー ション福 島	福島県相馬市沖 ノ内一丁目二一	平成二十五年三月三 一日	福祉用具 貸与 特 定福祉用 具販売 介護予防 福祉用具 貸与 特 定介護予 防福祉用 具販売
あるぷす ヘルパー ステー ション	同	同	同	同	訪問介護
あるぷす ケアプラン センター	同	同	同	同	居宅介護 支援

(社会福祉課)

福島県告示第四百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十五年七月五日から同年十一月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まわづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークタウン谷川瀬 福島県いわき市平南第二土地区画整理事業五十二街区一
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 株式会社ヨークベニマル
 - 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興
 - 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (一) 名称 株式会社ヨークベニマル
 - 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興
 - 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
 - (二) 名称 株式会社しまむら
 - 代表者の氏名 代表取締役 野中 正人
 - 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年二月二十五日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千五百八十八平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 二百六十八台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百六十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 二百五平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十一立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 株式会社ヨークベニマル
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後十一時
 - (二) 株式会社しまむら

- (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後八時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 六か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
平成二十五年六月二十四日
- 〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。(商業まちづくり課)
- 福島県告示第四百七十三号**
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年六月二十一日次のとおり指定した。
 平成二十五年七月五日
- 氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平
 福島県猟友会 河沼郡会津坂下町 平成二十五年六月二十五日から平 売りさばきの場所
 両沼支部 支 大字金上字東村八 成三〇年三月三十一日まで 住所地に同じ
 部長 芥川克 一番地
- (出納総務課)
- 公告**
- 公告第二百九号**
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十五年七月五日
- 福島県知事 佐藤 雄 平
- 一 申請のあった年月日
 - 二 名称
 - 三 特定非営利活動法人しんせい
 - 代表者の氏名
- 平成二十五年六月二十一日

白石 清春
 四 主たる事務所の所在地
 福島県郡山市西ノ内一丁目二十五番二号交流サロンしんせい内
 五 定款に記載された目的
 本法人は、主に東日本大震災において地震・津波・原発事故によって多大な被害を被った障がい者などが、この福島の地で平和で安心した生活が送れるよう、積極的且つ幅広く長期間にわたっての支援活動を行い、福島を新生していき、明るく平和な社会を創造していく活動を行っていくことを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人杜のくまさん

三 代表者の氏名

鈴木 育子

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市北会津町中荒井字稲荷五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、生活支援や保護を必要としている人々に対して、毎日を楽しくする工夫を凝らした介護や保育等に関する事業を行い、心身のバランスのとれた健康的な生活を提供していくことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第69号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年7月5日

福島県警察本部長 平井 興 宣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通管制センター上位装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
- 5 落札金額
232,868,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年5月10日

(会 計 課)